

[事案 27-154] 契約解除無効請求

・平成 28 年 3 月 7 日 裁定不調

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたことに対し、募集人らによる不告知教唆等を理由に、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 12 月に契約した組立型保険および医療保険について、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消してほしい。

- (1) 保険会社の元職員から契約内容の説明を受けて契約することを決めたが、告知書作成に当たり、元職員から、「健康状態の申告は全て『いいえ』と答えないと入れない」「2 年以内にバレなければ大丈夫」などと言われ、告知書の回答を「いいえ」にした。
- (2) 元職員から紹介された募集人に対し、持病のことを分かっているのか確認すると、「自分がなんとかする」と言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の既往症については何ら聞かされておらず、申立人の主張するような発言もしていない。元職員も、申立人の主張するような発言はしていない。
- (2) 契約時、元職員は、すでに退職しており、不告知教唆等が問題となる「保険媒介者」にはあたらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するために、申立人および募集人の事情聴取を行った。なお、元職員については協力が得られず、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が元職員と共謀して不告知教唆をしたことについて、裁定審査会で事実認定することは困難であるものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 募集人は、パンフレットを交付し、保険料の内訳を教えるなどして、元職員から申立人に対し本契約の説明をさせていた。一方、募集人による説明はわずか 5 分程度であった。
- (2) 募集人が、自ら申立人の事情や要望を把握して募集にあたっていたら、本契約に加入しなかった可能性があった。
- (3) 募集人が、年内に契約させるために、第 1 回保険料を立て替えて支払ったことで、申立人が十分検討する機会が奪われた可能性があった。